

体制届出の提出時期等

ア 加算を算定する場合

サービス種別	届出日	加算算定 開始日
夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	毎月 15 日以前	翌月
	毎月 16 日以降	翌々月
認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。）	届出受理日が 月の初日	当該月
地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日が 月の初日以外	翌月

イ 加算を算定しなくなる場合

事業所の体制を変更した結果、加算を算定しない状況が生じた場合又は加算を算定しなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

ウ 減算の場合

以下に該当する場合、すみやかに減算の届出をしてください。

この場合において減算の届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

(ア) 人員基準欠如に該当する場合

看護・介護職員の 人員基準欠如	<p>人員基準上必要とされる員数から <u>1割を超えて減少した場合</u>には、その<u>翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。</p>
	<p>看護・介護職員の人員基準欠如人員基準上必要とされる員数から <u>1割の範囲内で減少した場合</u>には、その<u>翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p>
看護・介護職員以外の人員基準欠如	<p>その<u>翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>なお、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合</u>、また、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合</u>についても、同様の取扱いとなる。</p>

上述の「職員配置等基準」とは、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年厚生省告示27号)を指します。

(イ) 夜勤体制による減算について

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数を減算することとする。

- ・夜勤時間帯(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2 日以上連続して発生した場合
- ・夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4 日以上発生した場合

上述の「夜勤職員基準」とは、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号)」を指します。

(ウ) ユニットケア体制未整備減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準を満たさない状況が発生した場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

- ・日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

上述の「ユニットにおける職員の基準」とは、「厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号)」を指します。

(エ) 身体拘束廃止未実施減算について

指定基準第 118 条第 5 項又は第 161 条第 5 項の記録(指定基準第 118 条第 4 項又は第 161 条第 5 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。